事 務 連 絡 令和2年4月30日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症対策事業に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」(令和2年4月30日医政発0430第5号厚生労働省医政局長通知・健発0430第1号厚生労働省健康局長通知)により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という)について通知したところですが、実施要綱3(2)の「新型コロナウイルス感染症対策事業」について、別添のとおりQ&Aを作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

1 軽症者等の療養体制の確保について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 以下のような経費が補助対象となります。
  - 宿泊療養のために確保したホテルの借上げ費
  - 宿泊療養のために利用する自治体の研修施設等公共施設の修繕費
  - 宿泊療養又は自宅療養を行う軽症者等の食費、飲料費、配送費
  - 宿泊療養又は自宅療養を行う軽症者等の健康管理を行う医師、看護師等の謝金、交通費(※1)
  - ・ 宿泊療養又は自宅療養を行う軽症者等の健康管理に必要な備品、消耗品 (体温計、パルスオキシメーター、消毒薬、個人防護具、衛生用品等) (※2)
  - ・ 宿泊療養又は自宅療養を行う軽症者等の情報通信によるフォローアップ に必要な経費(健康管理アプリ、診療に用いる情報通信機器等)(※2)
  - 宿泊療養に必要な備品、消耗品(テレビ、ドライヤー、ポット、リネン等)
  - 宿泊療養に必要な光熱水費、通信運搬費
  - 軽症者等の移送費
  - 宿泊療養に係る清掃・消毒費、感染性廃棄物の処理費
  - ・ 宿泊療養又は自宅療養における事務局の運営に必要な備品、消耗品 (机、椅子、パソコン、プリンター、印刷用紙、ビニール袋等)(※1)
  - 宿泊療養又は自宅療養における事務局の運営に必要な謝金、交通費(※1)
  - ※1:自宅療養の場合は保健所等で対応することを想定しています。
  - ※2:自宅療養の場合は真に必要な場合に限り補助対象となります。
- 軽症者等が個人として必要な日用品(タオル、歯ブラシ等)や被服費、クリーニング代、通信運搬費(個人所有の携帯電話、オンラインショッピング等)等は補助対象外となります。
- 2 ホテルの借上げ費について、補助上限額はあるのでしょうか。

(答)

- 1 室当たり 13,100 円/日を補助上限額とします。
- 補助上限額を超える部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金(担当:内閣府)の対象とすることが可能です。

3 ホテルを1棟借り上げる場合も補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 軽症者等の宿泊療養のためにホテルを借り上げる場合、居室だけではなく、建物単位で借り上げることも想定しており、1棟借り上げる必要がある場合には、借り上げたすべての室料と、使用実績に基づく有料施設等(会議室、レストラン等)が補助対象となります。なお、フロア単位で借り上げる場合も同様となります。
- 4 4月からホテルの借上げ等を行っていた場合、補正予算成立前の事業費も 補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 〇 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(以下「交付金」という) は令和2年4月1日から適用することとしておりますので、令和2年4月1 日以降に実施した事業に係る費用については補助対象となります。
- 5 自宅療養における食事提供について、具体的にどのような場合に補助対象 となるのでしょうか。

(答)

- 都道府県等において、配食サービス等を実施している事業者等を活用し、 お弁当等を届ける等により自宅療養中の方に対する食事提供に関する支援を行った場合に補助対象となります。
- 6 食事提供費の上限額はあるのでしょうか。

(答)

- 〇 1食当たり1,500円(飲料代及び配送費は除く)、1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く)を補助上限額とします。
- 補助上限額を超える部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金(担当:内閣府)の対象とすることが可能です。
- 7 軽症者等の情報通信によるフォローアップに必要な経費のうち、診療に用いる情報通信機器等について、具体的にどのような経費が補助対象となるのでしょうか。

(答)

○ 診療に用いる情報通信機器の備品購入費などが補助対象となります。 ただし、軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うための ソフトウェアの導入・使用に係る費用は補助対象外となります。 8 宿泊療養・自宅療養中の医療費の自己負担額は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 宿泊療養や自宅療養の間は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健 所が健康観察を行いますが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる 場合があります。
- O その際、宿泊施設に配置された職員や保健所が調整の上、往診等によって 宿泊施設や自宅で診療(保険適用)を受けることが想定されますが、当該診 療に要する費用の自己負担分については、健康管理に必要な経費として補助 対象となります。当該自己負担分の補助については、原則として現物給付 (レセプト請求)により行うこととします。
- 〇 また、宿泊療養等の終了時に行うPCR検査費用(感染症法第15条に基づく行政検査)については、確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分(初再診料などの自己負担分)が交付金の対象となります。
- 〇 これらの往診等やPCR検査の費用の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日付健感発0430第3号)等をご参照ください。
- 9 軽症者等の健康管理を行う医師、看護師等の謝金に補助上限額はあるのでしょうか。

(答)

- 地域の実情に応じて適切な単価を設定することが可能です。
- なお、単価設定に当たっては、新型コロナウイルス重症患者を診療する医療 療従事者派遣体制の確保事業等の補助上限額を参照してください。
- 10 宿泊療養に当たって、軽症者等の健康管理を行う医師、看護師等が夜間に常駐する場合、当該医師、看護師等の宿泊費はホテル借上げ費に含まれるのでしょうか。

(答)

〇 含まれます。

11 パルスオキシメーターは補助対象となるのでしょうか。

(答)

○ 宿泊療養又は自宅療養を行う軽症者等の健康管理のために必要となる場合 は補助対象となります。なお、自宅療養の場合は真に必要な場合に限り補助 対象となります。